

申請の手引き

申請者・認定支援機関共用

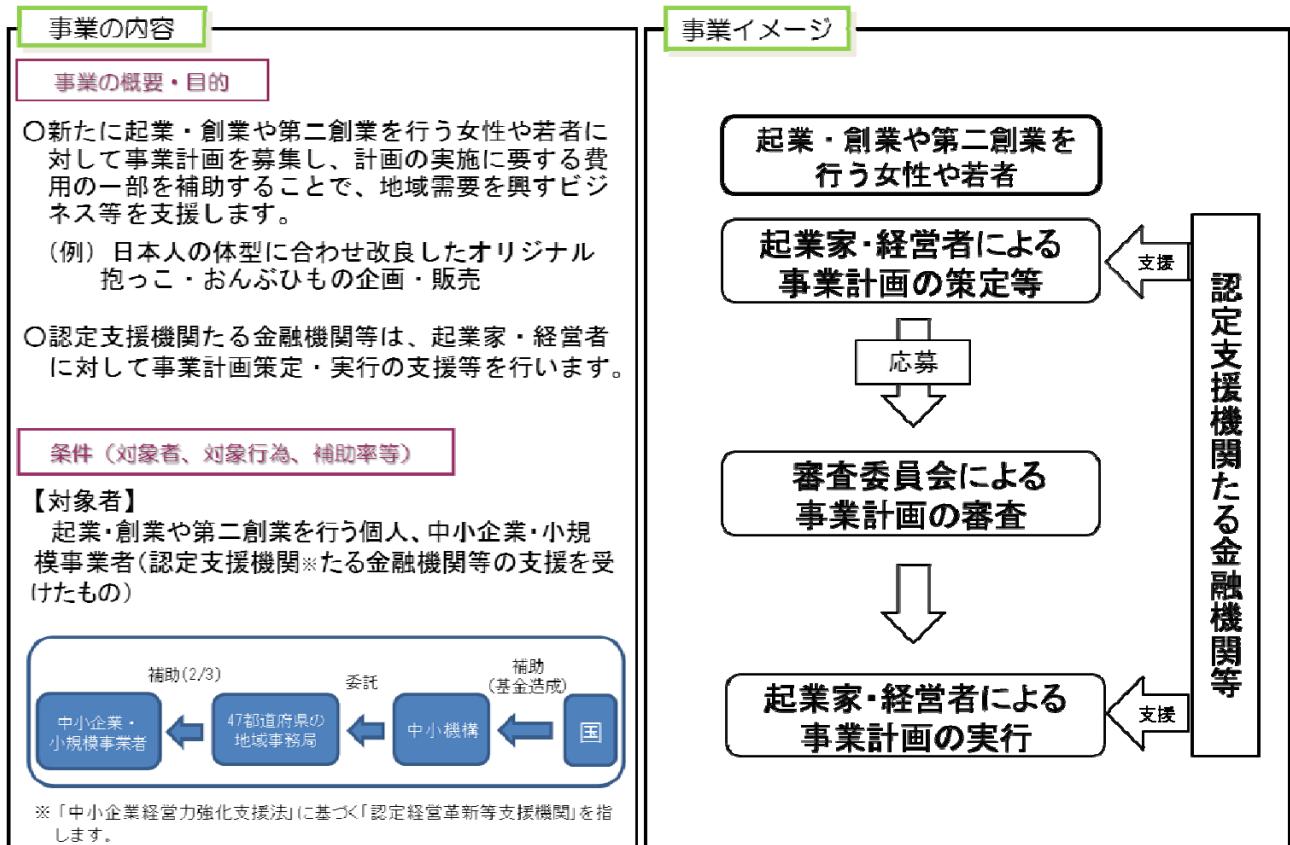
平成24年度補正予算

創業補助金

(地域需要創造型等起業・創業促進事業)

【第3回募集要項】

- 起業・創業や第二創業を行う個人、中小企業・小規模事業者の皆様向けに、国が認定する専門家などの助言機関（認定支援機関たる金融機関等）と一緒に取り組んでいただきます。
- ご質問については、**大分県事務局（大分県商工会連合会
097-534-9507）**までお尋ねください。



平成25年9月

大分県事務局 大分県商工会連合会

TEL : 097-534-9507

〒870-0026

大分県大分市金池町3-1-64

大分県中小企業会館5F

第3回募集では、応募様式が一部変更となっております。
応募にあたっては、必ず第3回募集の様式をご利用ください。

【募集期間】

9月19日（木）～12月24日（火）〔当日必着〕

※なお、10月21日（月）までに受付した案件については、先行して審査を実施します。

10月22日（火）以降の受付分につきましては、応募状況に応じて審査を行います。

※郵便、宅配便等による送付又は持参により応募ください。

※持参の場合は、各締め切り日の17:00迄

※お問合せ時間は、10:00～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝日を除く。）となります。



地域事務により受付の対応が異なる
ことがありますのでご注意ください。

【お知らせ】

○本事業の応募書類の提出に際しましては、認定支援機関たる金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関による事業計画策定支援及び事業計画実行支援の確認が必要となります。認定支援機関の具体名、連絡先等については、以下の中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

（URL）<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>

○応募書類の記載方法などでご不明な点がありましたら、事務局までお問い合わせください。

〔 目 次 〕

I.	事業のご案内	
1.	事業の目的	1
2.	補助対象者	1
3.	補助対象事業	2
4.	補助事業期間	3
5.	事業のスキーム	4
6.	補助対象経費	5
7.	補助率等	9
8.	応募件数	9
9.	応募手続きの概要	9
10.	選考	11
11.	採択	12
12.	交付決定	12
13.	補助金の交付	12
14.	交付決定後の注意事項	12
15.	反社会的勢力との関係が判明した場合	13
16.	認定支援機関について	14
17.	その他	14
II.	応募様式	16
III.	地域事務局一覧表	36
IV.	よくある質問	37

本補助は24年度補正予算「地域需要創造型等起業・創業促進事業」を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構より委託を受けた、[事務局名：大分県商工会連合会]が実施するものです。

I. 事業のご案内

1. 事業の目的

単に事業を始めるだけでは対象になりません。

「地域需要創造型等起業・創業促進事業」は、新たに起業・創業や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成（以下、「補助」という。）する事業で新たな需要や雇用の創出を図り、我が国経済を活性化させることを目的とします。

- ① **地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業**（以下、「地域需要創造型起業・創業」という。）を支援することにより、地域の新たな需要の掘り起こしや、地域における雇用の創出を促すことで地域経済の活性化を図ることを目的とします。
- ② 既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において**後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する**第二創業（以下、「第二創業」という。）を支援することにより、既存の中小企業・小規模事業者の活力の回復・向上を促し、経済の活性化を図ることを目的とします。
- ③ **海外市場の獲得を念頭とした事業を興す起業・創業**（以下、「海外需要獲得型起業・創業」という。）を支援することにより、海外市場で強みを発揮し海外の高い経済成長が続く地域などにおける需要を取り込むことで経済の活性化を図ることを目的とします。

※本補助金の対象となる事業の実施に当たっては、国の行う補助事業と同様に、『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の規定が適用されます。

必要な手続きを経ることなく、処分や用途外への転用を行った場合、補助金額の返還請求の対象になります。

2. 補助対象者

本補助金の募集対象者は、新たに創業する者又は中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を満たす方となります。

(1) 補助対象の類型と対象者

類型	対象者
「地域需要創造型起業・創業」 「海外需要獲得型起業・創業」	新たに創業する者
「第二創業」	中小企業・小規模事業者

- ① 「新たに創業する者」とは、以下のいずれかを満たす者とします。

- a) これから創業する者であって、補助事業期間完了日までに個人開業又は会社（会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指す。）・企業組合・協業組合の設立を行なう者
- b) 第1回募集開始日の翌日（平成25年3月23日）以降に個人開業又は会社・企業組合・協業組合の設立を行なった者。この場合の応募主体は、個人事業主・会社等の代表者となります。

※補助金の支払いに際して、個人開業又は会社等設立の確認ができる書類が必要となります。

- ② 「第二創業」における「中小企業・小規模事業者」とは、以下の定義に該当する「会社及び個人」を指します。なお、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合（L L P）、一般社団法人、一般財団法人、N P O 法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、任意のグループは対象なりません。

業種分類	定 義
製造業その他 (※1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

第3回募集 手引

小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業 (※2)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※1 ゴム製品製造業（一部を除く）は資本金3億円以下又は従業員900人以下

※2 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウエア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

③「第二創業」では、上記②に該当する者であって、平成25年3月22日から6か月前の日（平成24年9月23日）から、応募日翌日以降6か月以内に事業承継を行った者又は行う予定の者が対象となります。先代経営者は代表者を退任することが必要です。なお、代表者の承継は親族には限りません。

④外国籍の方の場合、個人であれば日本国内に居住し、日本国内で事業を興すことが要件となります。また、会社の代表者が外国籍の場合、本社が日本国内に置かれていることが要件となります。

※外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30条45規定区分」の項目が明記された住民票を添付してください。

（2）上記（1）①②の範囲に該当する会社でも、以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業）は対象に含みません。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している会社
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している会社
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている会社

※大企業とは、上記（1）②に規定する中小企業・小規模事業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。

ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（3）訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。

（4）応募者又は中小企業・小規模事業者の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。

また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とします。

3. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下の（1）から（5）の要件をすべて満たす事業であることとします。

（1）既存技術の転用、隠れた価値の発掘（新技術、設計・デザイン、アイディアの活用等を含む。）を行う新たなビジネスモデルにより需要や雇用を創出すること。

（2）認定支援機関たる金融機関又は金融機関と連携（※1）した認定支援機関による事業計画の策定から実行までの支援（※2）を受けることについて、確認書への記名・押印により、確認されること。

※1 連携とは、認定支援機関が金融機関と以下①～⑤の内容が盛り込まれていてる覚書等を根拠として創業・新事業支援を実施することが必要となります。

①目的（認定支援機関と金融機関がそれぞれの業務を通じ、双方が連携して創業・新事業の展開を支援すること。）

②支援対象（創業・新事業の展開を目指す者を支援対象とすること。）

③支援内容（認定支援機関は事業計画策定から実行までの継続的な支援業務を実施すること、金融機関は金融面での支援に協力すること。）

④覚書等の有効期限（有効期限が平成26年12月まで見込ること。）

⑤認定支援機関と金融機関双方の押印がなされていること。

第3回募集 手引

※2 支援内容は、事業計画策定、補助事業の適正な実施を含む実施期間中の支援、補助事業終了後のフォローアップを必須とします。具体的な支援内容は、財務・金融、生産管理、人事・労務、販路開拓などの個別課題に対する助言、補助事業の適正な実施及び事業の成果に係る確認などを指します。補助事業者が受けた支援内容についての報告は、別途指示に従い事務局へ行います。

事業の成果に係る確認は、補助対象事業完了後5年間作成が必要な「事業化状況報告書」「収益状況報告書」以外にも、後年におけるフォローアップ調査が想定されます。
また、認定支援機関が行った支援内容については、「事業完了報告」等の中で申請者に記述いただきます。
報告を受けた内容については、国の中でも共有されます。

(3) 金融機関からの外部資金による調達が十分見込める事業であること。

応募書類別紙2事業計画説明書の9. 資金調達方法（第二創業においては8. 資金調達方法）における「金融機関からの外部資金の調達見込みについて」は、必ず記入してください。なお、外部資金の調達は政府系金融機関の利用も可能です。その場合、民間金融機関との協調融資もご検討ください(必須ではありません。)。

(4) 以下の類型のいずれかに概ね合致するものであること。

類型	事業内容
「地域需要創造型起業・創業」	地域の需要や雇用を支える事業を興すもの。
「第二創業」	既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出するもの。(※1)
「海外需要獲得型起業・創業」	海外市場の獲得を念頭とした事業を、日本国内において興すもの。(※2)

※1 これまで行っていた事業の属する事業とは異なる事業(業種は日本標準産業分類の細分類による。)を行う者。日本標準産業分類について不明な点がありましたら、事務局まで問い合わせください。

※2 海外市場の獲得が間接的である事業や国内における事業の延長に過ぎない事業などは対象外となります。

<対象外となる事業例>

- ①海外からの訪問者等をターゲットとした事業
- ②海外展開を行う事業者の支援を行う事業
- ③海外市場調査等や海外向けに特化したホームページの設置を行わないネット販売
- ④輸入業 など

これらの事業を行なう方は、「地域需要型」に応募ください。

(5) 以下のいずれにも合致しないこと。

①公序良俗に問題のある事業

②公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)により定める風俗営業など)

③他の補助・助成制度を活用する事業

※本補助事業期間内に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)又は地方自治体の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は対象外となります。

※また、同一の事業計画で他の補助金、助成金を申請中の場合で、いずれも採択された場合は、どちらを活用するかを選択して頂きます。また、該当記入欄に記入がなく、後日事実が明らかになった場合には、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合があります。

4. 補助事業期間

第3回募集に係る本補助事業期間は、交付決定日から最大で平成26年9月末日となります。

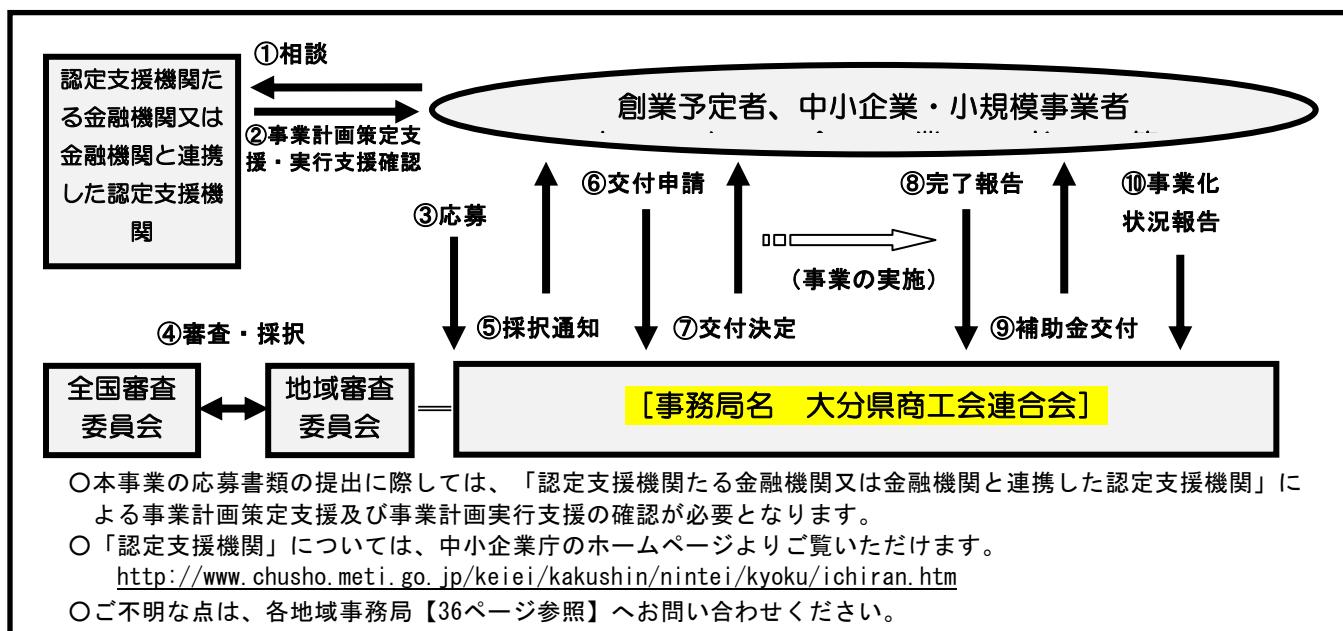
個人→法人、法人代表→個人、第二創業(先代→後継者)、いずれの形で申請する場合でも、「従前の事業と差別化出来る事業」「新たな取り組み」「独創性」などが補助対象とする要件であり、審査・評価の視点に含まれます。

採択される案件は、上記が十分に認められると共に、事業計画や資金計画などの進捗が十分期待できるものであり、不採択となった案件は、これらが期待できる状況にない・上記の視点が読み取れない・計画そのものが類型毎の目的に合致していないなど、申請書面上から評価できる内容が読み取れないものであったことになります。

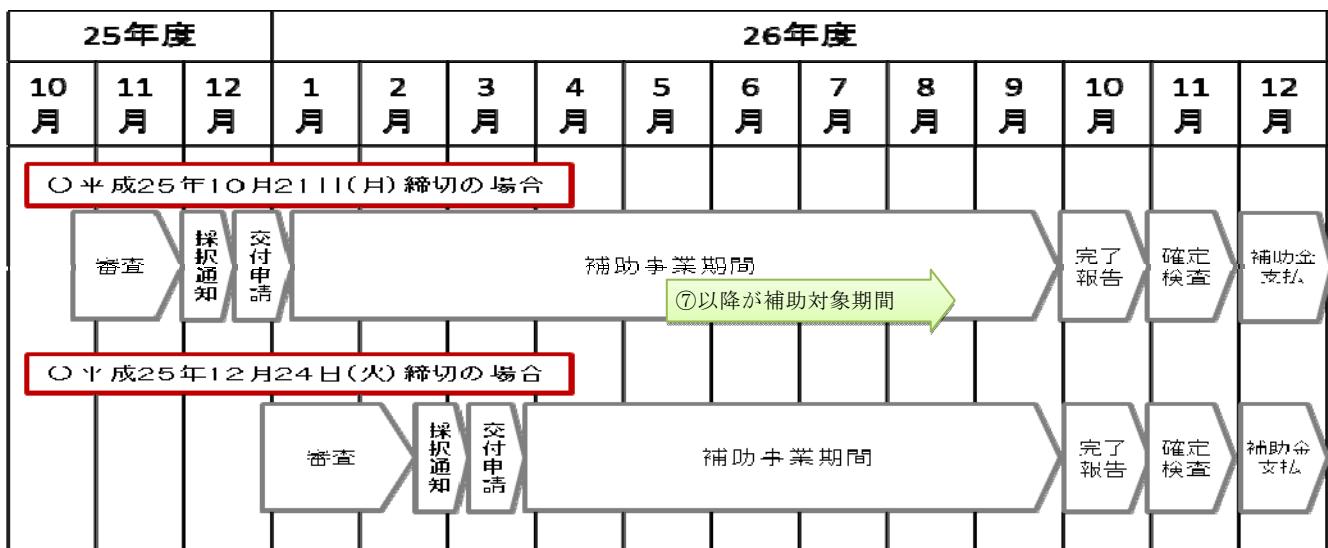
まず、P1の「1. 事業の目的」で説明してある補助対象類型毎の目的を理解し、認定支援機関等とも十分に相談を行い、事業計画を十分に整理して申し込んでください。

5. 事業のスキーム

(1) スキーム図



(2) 応募から補助金交付までの流れ（予定）



*なお、本スケジュールは予定のため、応募状況などによりスケジュールが前後することがあります。

～平成25年10月21日締切の場合～

③応募	受付締切 25年10月21日（月）〔当日到着したもの〕
④審査	10月下旬～11月下旬
⑤採択通知	12月上旬
⑥交付申請	12月中
⑦交付決定	12月中～26年1月

〔補助事業期間〕交付決定日～平成26年9月30日までの日

※この期間に契約・発注を行い、支払いを終えた経費が補助対象となります。

⑧完了報告 補助事業終了から30日以内

⑨補助金交付 補助金の交付には、完了報告後2～3ヶ月程度の期間が必要です。

実施した事業内容の検査と経費内容の確認により、補助額の確定を行い、補助事業者からの請求に基づき、補助金を交付します。

6. 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費となります。以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費（※）
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

原則、補助対象としたすべての経費について、支払確定額が確認できる書面など証拠書類が必要です。
 ・見積書・相見積もり、発注・契約書、納品・確認書、請求書、支払・振込証書、領収書など、あるべき書面や記録が無い場合、補助金の確定時に除外されることもあります。

※人件費・店舗等借入費・設備リース費について、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は、対象となります。

以下に補助対象となる経費、ならない経費を例示しますのでご参照ください。

〔補助対象となる経費、ならない経費の主なもの（例示）〕

対象経費（例示）
1. 創業事業費
(1) 人件費 <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業に直接従事する従業員（パート、アルバイトを含む。補助事業の実施ために必要となる交付決定日より前に雇用した者を含む。）に対する給与（賞与を含む。）、賃金 ※日本国外で従事する従業員については、国内の事務所等と直接雇用契約を締結した邦人に限る。 ※補助対象となる金額は、1人当たり月額35万円が限度（パート、アルバイトは1人当たり日額8千円が限度）となります。 <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、代表者及び役員（監査役、会計参与を含む）の人件費 ・組合の場合は、役員及び組合員の人件費・個人事業主の場合は、本人及び個人事業主と生計を一にする家族の人事費 ※創業者については、創業の形態により上記の取扱となります。 ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費 ・食事手当、レクリエーション手当等の法定外福利費 ・通勤手当、交通費に含まれる消費税及び地方消費税相当額 ・補助事業の実施のために交付決定日より前に雇用している者がいる場合、交付決定日より前に支払った給与、賃金
(2) 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費 <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内での開業又は会社等設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 ※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること。 <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記、会社設立登記・登記事項変更等に係る登録免許税 ・定款認証料、収入印紙代 ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
(3) 店舗等借入費 <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費 ・国内の店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料 ・住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係る賃借料のみ <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・保証金等の一時金 ・火災保険料、地震保険料 ・三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費 ・海外の店舗・事務所の賃貸借契約に係る賃借料・共益費、借り入れに伴う仲介手数料 ・既に借用している場合は、交付決定日より前に支払った賃借料

対象経費(例示)

(4) 設備費

【対象となる経費】

- ・国内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用
※居住兼店舗・事務所とする場合も対象とします。
- ・国内で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用

申請事業のための改修費は補助金対象としていますが、処分制限を受ける償却期間に注意ください。

※外装工事・内装工事及び設備で単価50万円(税抜)以上のものについては、補助事業終了後も一定期間において、その処分等につき事務局への承認手続を要する義務があります。設備については、原則としてリース・レンタルで調達することを推奨します

必要な手続きを経ず、不法・不当に処分した場合は補助金の返還請求を行うこともあります。

【対象とならない経費】 中古市場における価格設定は適正性が明確でないため。

- ・中古品購入費
- ・不動産の購入費
- ・車両の購入費(リース・レンタル対応となります。)
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用
- ・海外の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用
- ・海外で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用
- ・既に借用している物等の交付決定日より前に支払った賃借料

汎用性が高く、用途転用が容易であることから、これらの取得費は対象としません。

国内で、検収や妥当性が確認出来ないため。

(5) 原材料費

【対象となる経費】

販売用商品の製造に係るものは対象外ですので、試供品、サンプル品製造用であることが確認できる資料を必要とします。

- ・試供品・サンプル品の製作に係る経費として特定できるもの(補助事業期間内に使い切ることを原則とします。)

【対象とならない経費】

- ・主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるもの

(6) 知的財産権等関連経費

国内・外国特許等取得費

【対象となる経費】

- ・本補助事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる特許権等(実用新案、意匠、商標を含む)の取得に要する弁理士の手続き代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権取得に関連する経費など
※事業完了までに出願手続き及び費用の支払いが完了していることが条件です。
※出願人は本補助金への応募者(法人の場合は法人名義)のみとします。
※補助対象経費総額(税抜)の3分の1を上限とします。

【対象とならない経費】

- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)
- ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- ・外部の者と共同で申請を行う場合の経費
- ・他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合
※本補助事業と密接な関連のない特許権等の取得経費は対象になりません。
※他に国や地方公共団体、独立行政法人等から当該特許権等の取得について、補助等を受けている場合は対象なりません。

(7) 委託費

【対象となる経費】

- ・本補助事業実施期間中に必要となる外部委託費用。
例) 試供品・サンプル品の製作委託、経理事務、電話受付業務、Webサイトの製作など
※委託費は、2. 販路開拓費(3)と合わせて、補助対象経費総額(税抜)の2分の1を上限とします。
※委託先の選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、委託する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。
※委託契約の締結が必要です。

【対象とならない経費】

- ・販売用商品(有償で貸与するものを含む。)の製造委託及び開発委託に係る費用

認定支援機関との関係にあっても、どこからを有料支援とするのか、内容に応じた謝金については民間の契約で決めていただくことになります。

(8) 謝金

【対象となる経費】

- ・本補助事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費

【対象とならない経費】

- ・本補助金の応募に関する応募書類作成代行費用

注意してください。

不正な契約、国の判断基準に照らして不当な額で契約されている場合は、確定時において補助対象から除外しますので注意してください。

対象経費(例示)

(9) 旅費

【対象となる経費】

ニーズ調査や展示会出展によるマーケティング調査、販路開拓のため行われた旅費は対象としていますが、関係者の方々にも目的などの確認にご協力いただく場合があります。

- ・本補助事業の実施に当たり必要となる国内・海外出張旅費（交通費・宿泊料）の実費（専門家に対するものも含む。）

- ・原則宿泊料については、下表の金額が上限額となります。

(国 内)

	甲地方	乙地方
宿泊料（円／泊）	10,900	9,800
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外のすべて

(海 外)

	指定都市	甲	乙	丙
宿泊料（円／泊）	19,300	16,100	12,900	11,600
地域区分	北米	ロサンゼルス、ニューヨーク、ワシントン、サンフランシスコ	○	
	西欧	ジュネーブ、ロンドン、パリ	○	
	東欧	モスクワ		○
	中近東	アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○	
	東南アジア 韓国・香港	シンガポール		○
	南西アジア・ 中国			○
	中南米			○
	大洋州		○	
	アフリカ	アビジャン		○

【対象とならない経費】

- ・タクシ一代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカ一代等、公共交通機関以外のものの利用による旅費（鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線プレミアシート等及び国際線のファーストクラス、ビジネスクラス料金も対象となりません。）

- ・日当、食卓料

- ・プリペードカード付き宿泊プランの当該プリペードカード代

- ・通勤に係る交通費

2. 販路開拓費

(1) マーケティング調査費

【対象となる経費】

- ・市場調査費、市場調査に要する郵送料・メール便などの実費
- ・調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用

【対象とならない経費】

- ・切手の購入を目的とする費用

(2) 広報費

【対象となる経費】

- ・販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用（出展料・配送料）
- ・宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用
- ・ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費
- ・販路開拓に係る事業説明会開催等費用

【対象とならない経費】

- ・切手の購入を目的とする費用

(3) 委託費**【対象となる経費】**

- ・本補助事業実施期間中に必要となるマーケティング調査や広報に係る外部委託費用

※委託費は、1. 創業事業費（7）と合わせて、補助対象経費総額（税抜）の2分の1を上限とします。

※委託先の選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、委託する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

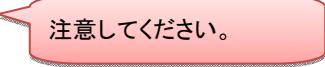
※委託契約の締結が必要です。

対 象 経 費 (例示)**(4) 謝金****【対象となる経費】**

- ・本補助事業実施に係る販路開拓のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費

【対象となる経費】

- ・本補助金の応募に関する応募書類作成代行費用

 注意してください。

(5) 旅費**【対象となる経費】**

- ・販路開拓に必要となる国内・海外出張旅費（交通費・宿泊料）の実費（専門家に対するものも含む。）
- ・宿泊料については、1. 創業事業費（9）旅費と同様の取扱になります。

【対象となる経費】

- ・タクシーデ、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカーデ等、公共交通機関以外のものの利用による旅費（鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線プレミアシート等及び国際線のファーストクラス、ビジネスクラス料金も対象となりません）
- ・日当、食卓料
- ・通勤に係る交通費

3. その他**(1) その他費用****【対象となる経費】**

※上記1.～2.に区分される費用においても下記に該当する経費は対象となりません。

- ・求人広告
 - ・通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費
 - ・プリペイドカード、商品券等の金券
 - ・文具など事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代
 - ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費
 - ・申請者本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
 - ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
 - ・自動車等車両の修理費・車検費用
 - ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - ・公租公課（消費税及び地方消費税等）、各種保険料
 - ・振込手数料
 - ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - ・中小機構の地域本部等によるハンドソン支援に係る費用や中小企業総合展の出展費用など中小機構に支払う費用
 - ・上記を含め、他の事業との明確な区分が困難である経費
- 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

7. 補助率等

補助対象と認められる経費（補助対象経費：5～8ページ）の3分の2以内であって、以下のとおりとなります。

また事業完了後の補助金交付となりますので、補助事業期間中は借入金等で必要な資金を自己調達する必要があります。

類型	補助率	補助金額の範囲
「地域需要創造型起業・創業」	補助対象経費（5～8ページ）の3分の2以内	100万円以上～200万円以内
「第二創業」		100万円以上～500万円以内
「海外需要獲得型起業・創業」		100万円以上～700万円以内

8. 応募件数

同一者での応募は、1件とします。

9. 応募手続きの概要

(1) 募集期間

9月19日（木）～12月24日（火）〔当日必着〕

(2) 提出先（問合せ先）等

提出先は、原則、事業実施予定地の管内を担当する事務局（36ページ参照）となります。

(3) 提出方法等

以下の提出必要書類を、事務局へ郵便又は宅配便もしくは持参にて提出してください。

持参の場合は、上記（1）の締切日の17：00迄に持参してください。

なお、封筒等の表面に「創業補助金応募書類在中」と朱書きしてください。

※10月中下旬を目処に電子申請（電子エンタリー）による応募受付を予定しております。本件については事務局のホームページにて改めてお知らせいたします。

※大分県事務局では電子申請による応募受付は予定しておりません。

【提出書類作成上の留意事項】

①事業計画の審査は、提出された事業計画書（別紙1～3含む）及び関連資料をもとに、審査委員が行いますので、審査委員が適切な判断を下せるよう記入欄に基づき適切に記述をしてください。

②別紙3「補助事業の経費明細」の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。

（注）消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

③提出する書類は片面印刷で左肩を“クリップ留め”としてください。また審査に当たり白黒コピーを用いる場合がありますので、資料については、白黒でも判別できるものとしてください。

④必要に応じ適宜補足説明資料を添付することは可能ですが、なお、補足説明資料は印刷物に限り、必ずA4サイズで10枚程度までとしてください（A3サイズの折りたたみは不可とします）。

⑤応募に当たり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類にもれがある場合は、不採択となりますのでご注意ください。

書類の提出にあたって③～⑤について注意してください。

第3回募集 手引
【提出必要書類】

- ① 事業計画書及び別紙1～3 → 4部（原本1部、コピー3部）
② 認定支援機関支援確認書 → 4部（原本1部、コピー3部）
③ ①②を記録した電子媒体（CD-R等） → 1部
④ 補足説明書類 → 4部（原本1部、コピー3部）
(事業計画に係るパンフレット、技術資料などで、印刷物（紙）に限ります。)
※補足説明書類は、A4サイズで10枚程度までです（A3サイズの折りたたみは不可とします。）
⑤ 添付書類
『地域需要創造型起業・創業』及び『海外需要獲得型起業・創業』
○個人の方
住民票（3ヵ月以内） → 原本1部
○個人事業者の方（平成25年3月23日以降の開業を含む。）
住民票（3ヵ月以内） → 原本1部
直近の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの） → コピー4部
決算が未到来の方は開業届（税務署受付印のあるもの） → コピー4部
○法人等の役員の方（平成25年3月23日以降の設立を含む。）
住民票（3ヵ月以内） → 原本1部
登記簿謄本、現在事項全部証明書（3ヵ月以内）又は履歴事項全部証明書（3ヵ月以内） → 原本1部
『第二創業』
○個人事業者の方
住民票（3ヵ月以内） → 原本1部
直近の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの） → コピー4部
廃業届及び開業届（税務署受付印のあるもの） → コピー各4部
○法人（会社）
直近の確定申告書（表紙）（税務署受付印のある用紙）及び「別表4」（所得の簡易計算） → コピー4部
直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書） → コピー4部
役員変更の官報公告又は役員等の選任決議した議事録等 → コピー4部
官報又は議事録が無い場合、履歴事項全部証明書（3ヵ月以内） → 原本1部

※住民票について、外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30条45規定区分」の項目が明記されたものを提出してください。

※税務署受付印が必要な書類について、電子申告等を行った場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを受け印の代用として添付してください。

※添付書類の内容については、35ページ【参考】応募書類チェック表をご確認ください。

【提出先】

〒870-0026 大分県大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5F

TEL：097-534-9507 FAX：097-537-0613

大分県商工会連合会 経営支援課 あて

（注1）書類を郵送する場合には、簡易書留や特定記録などを利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によってお送りください。なお、「FAX」による提出は受付できません。

（注2）応募書類及び添付書類等については本審査以外には使用しません（審査には、国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含みます。）。なお、特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど応募者ご自身の責任で対応してください。

（注3）選考は受付期間内に提出された書類により行いますので、書類の差し替え、追加提出、訂正等には応じられません。特に公的書類は、入手が遅れ、発送時に間に合わなくなる場合がありますので、ご注意ください。

（注4）事業計画書の記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合は、不採択となります。もれのないよう、提出前にご自身でよく確認してください。

（注5）提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。

10. 選考

選考は、資格要件等及び事業内容等の審査により行います。審査の手順は以下のとおりです。

① 資格審査（全ての方）

主に1ページ「2. 補助対象者」に適合しているかを審査します。

② 書面審査（資格審査を通過した方）

外部専門家である審査委員が事業計画書等の提出された書類をもとに、下記の着眼点に基づき、審査します。

③ 面接審査（「海外需要獲得型起業・創業」で応募し、書面審査を通過した方）

「海外需要獲得型起業・創業」で応募の場合、書面審査を通過した方の事業計画について、応募者ご本人及び応募者を支援する認定支援機関の方を対象に、海外需要獲得における、事業の目標や課題及びそれに対する解決への意識や意思の審査のため、面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施します。

認定支援機関の方は、ご協力方、よろしくお願いします。

上記①～③の後、「地域審査委員会」、「全国審査委員会」を開催して採択者の決定を行います。審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

○主な着眼点は、以下のとおりです（3類型共通）。

1. 事業の独創性

技術やノウハウ、アイディアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有する事業を自ら編み出していること。

2. 事業の実現可能性

商品・サービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスがより明確となっていること。

事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

3. 事業の収益性

ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性と信頼性があること。

4. 事業の継続性

予定していた販売先が確保できないなど計画どおり進まない場合も事業が継続されるよう対応が考えられていること。

事業実施内容と実施スケジュールが明確になっていること。また、売上・利益計画が妥当性・信頼性があること。

5. 資金調達の見込み

金融機関の外部資金による調達が十分見込めること。

(応募書類 別紙2 事業計画説明書の9. 資金調達方法（第二創業においては8. 資金調達方法）における「金融機関からの外部資金の調達見込みについて」の記入がない場合は、応募資格を満たしていないものとします。)

6. 認定支援機関による支援の確実性

認定支援機関による事業計画の策定支援が適切にされること。補助事業の適正な実施を含む実施期間中の支援、補助事業終了後のフォローアップが十分期待できること。

(注1) 審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知ください。

(注2) 選考に係る審査料等は徴収いたしませんが、応募書類作成、送付等に係る費用、面接審査出席のための交通費等は応募者の自己負担となります。

11. 採択

審査の結果は、中小企業庁や各事務局のホームページにおいて採択者の公表を行うほか、応募者全員に対し、事務局から文書による採否結果の通知を行います。

なお、採択された方については、原則として、法人名（個人名）、代表者名、採択テーマ名、採択テーマの概要などが外部に公表されます。また、認定支援機関名、認定支援機関と連携した金融機関名についても同様です。

不正受給・反社会勢力など、制度要件に違反した場合も同様です。

12. 交付決定

採択の通知後、採択された方より補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行って頂きます。

また、補助金の交付予定額、補助事業期間等については、補助金交付申請書の内容を確認の上決定し、事務局が交付決定通知書により正式に決定、通知します。

※事務局が通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

13. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、30日以内に完了報告書を提出して頂き、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後、精算払いとなります。

※補助金の交付には、完了報告書の提出後2～3ヶ月程度の期間が必要です。

※補助金交付までの間の事業資金に対するつなぎ融資について、中小企業庁は金融庁を通じて金融機関に、つなぎ融資に関する相談には適切に対応するよう要請を行いました。補助金交付までの間の事業資金に対するつなぎ融資の利用を検討されている方におかれましては、できるだけお早めに認定支援機関及び金融機関に対してご相談いただきますよう、準備をお願いします。

※補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

14. 交付決定後の注意事項

(1) 補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に事務局の承認を受けなければなりません。

(2) 遂行状況調査及び報告

補助事業期間中において、事業の遂行状況を適宜確認いたします。事務局が指示する日（以下「遂行状況報告日」という）までの遂行状況について、遂行状況報告日から30日以内に報告書を事務局へ提出して頂きます。

(3) 事業化状況報告

補助事業完了後、5年間、当該事業についての事業化状況を事務局へ報告して頂きます。

(4) 収益状況報告

補助事業完了後、5年間、補助事業に対する収益状況を示す資料を作成して頂きます。資料にて一定以上の収益が認められた場合には、事務局に報告して頂き、精査の結果、交付した補助金の額を上限として収益の一部を納付していただきます。

一定以上の収益が発生した場合の納付金額の算出式は以下のとおりです。

第3回募集 手引

【 基準納付額 : $(B - C) \times A \div D$ 】

上記の式により算出された額から前年度までに収益納付した額を差し引き、正の値であった場合には、収益納付が発生します。

A : 補助金交付額（本事業にて交付を受けた補助金額）

B : 補助事業に係る収益額（補助事業に係る営業損益等（売上高－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計）

C : 控除額（補助対象経費）

D : 補助事業に係る支出額（本報告の事業年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費（補助事業終了後に発生した経費を含む。））

（5）補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

また、帳簿等の作成に当たっては、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」（14ページ 17. その他（1）をご参照ください。）に掲載した信頼性のある書類等の作成及び活用に努めてください。

（6）取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理して頂きます。加えて、取得価額が1件当たり50万円以上の取得財産については、事業終了後も一定期間において、その処分等につき事務局の承認を受けなければなりません。また、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を納付してもらうことがあります。

（7）立入検査

本事業の進捗状況確認のため、事務局が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

15. 反社会的勢力との関係が判明した場合

提出頂く事業計画書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

（1）反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業

5. 総会屋等 6. 社会運動等標ぼうゴロ 7. 特殊知能暴力集団等

8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

（イ）前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

（ロ）前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められるこ
と。

（ハ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をも
つて前各号に掲げる者を利用したと認められること。

（ニ）前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め
られること。

（ホ）その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難さ
れるべき関係にあると認められること。

（2）応募者（中小企業・小規模事業者の場合は、代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

（3）また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、（2）と同様の取扱とします。

1. 暴力的な要求行為

補助金交付後に行われる、採択や交付決定の取り消しは、補助金を
返還いただくことになります。

第3回募集 手引

2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて機構の信用を棄損し、または機構の業務を妨害する行為
5. その他の前各号に準ずる行為

16. 認定支援機関について

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

※認定支援機関一覧については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

17. その他

(1) 「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について

「中小企業の会計に関する基本要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したもので

また、「中小企業の会計に関する指針」は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したもので

中小企業は「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針」のどちらでも参照することができます。

※「中小企業の会計に関する基本要領」の詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2012/0201KihonYouryou.htm>

(2) 個人事業として創業をされる方へ「青色申告の勧め」

事業を経営していく上では、収入金額や必要経費と言った日々のお金の流れを把握することが重要となります。この日々の取引の状況を一定水準で帳簿に記録（記帳）し、その記帳に基づいて正しい申告をする方については、「青色申告」の制度があります。所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられるだけでなく、日々の記帳によって経営内容が正確に把握できますので、事業の継続・発展にも大変役立つものとなります。

(3) 小規模企業共済のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。いわば、「経営者の退職金制度」です。

掛金月額は、1,000円から7万円までの範囲（500円刻み）で自由に選べます。掛金は税法上、全額が課税対象となる所得から控除されます。

※小規模企業共済の詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/index.html>

(4) 経営セーフティ共済のご案内

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。

取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸し付けを受けることができます。

※経営セーフティ共済の詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.smrj.go.jp/tkyosai/index.html>

(5) 個人情報の管理

本補助事業への応募に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本補助事業における補助事業者の審査・選考・事業管理のため。
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

II. 応募様式

『地域需要創造型起業・創業』	17
(事業計画書、別紙1～3、認定支援機関支援確認書)	
『第二創業』	23
(事業計画書、別紙1～3 認定支援機関支援確認書)	
『海外需要獲得型起業・創業』	29
(事業計画書、別紙1～3 認定支援機関支援確認書)	
【参考】 応募書類チェック表	35

ご提出前に、【参考】応募書類チェック表を再度確認し、提出必要書類にもれがないかを確認してください。

平成25年 月 日

大分県商工会連合会
会長 清家 孝 殿

住 所 〈企業等の住所〉:(〒 —————)

25年3月23日以降に個人開業又は会社等の設立を行った方は、こちらの記載にしたがって住所・氏名欄に記入してください。

〈企業名・組合名・屋号〉:
氏名 〈代表者氏名〉:

印

※平成25年3月23日以降に、本事業計画書に基づく事業を実施するための個人開業又は会社等設立を行っている方は、()内に従い、記載ください。

平成24年度 創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）事業計画書

『地域需要創造型起業・創業』

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）の交付を受けたいので、下記のとおり事業計画を提出します。

また、5. の誓約が虚偽であり、又はこれに反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てないことを誓約します。

ラーメン店や菓子製造など、「〇〇製造業」「〇〇販売」「業種のみの記載」はテーマとみなしません。事業計画の特徴がわかるようなテーマ名としてください。

1. 事業テーマ名 :の実施、～の展開等
(事業内容を的確に表現した簡潔な名称を付与してください)

2. 事業計画の骨子 : (本頁が1枚に収まるように、事業計画で行う内容を2～3行程度の要約文で記載。別紙2の事業計画説明書と整合するように記載してください。)

3. 補助金交付希望額 : _____円

4. 補助事業期間 : 当該補助事業を行う期間は、以下の通りです。

交付決定日以降 ~ (事業完了予定日) 平成 年 月 日

(注)事業完了予定日は、平成26年9月30日迄の日を記入。

事業テーマを、事業として具体化するために「何を」「どのように」行おうとしているのか、審査員が具体的にイメージできる説明を記述して下さい。

事業完了予定は、補助対象とする経費支出が完了し、検収証書などがすべて整う時期を予定して下さい。

5. 誓約

- ①私（当社）は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- ②私（当社）現在、本事業に関連しての訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
- ③私（当社）現在、本事業に関連した法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。

・本様式は1頁以内に収めてください。

・必要添付書類については、募集要項35ページ【参考】添付書類チェック表をご確認ください。

5. の誓約は、後日の認定取り消しの理由になりますので、起業後の取引先との関係も含め、十分に注意いただき、理解しておいて下さい。

別紙1

応募者の概要

1. 応募者

ふりがな 氏名 (代表者氏名)		性別	男・女	生年月日	昭和・平成 年月日(歳)
連絡先 住所等 (FAXでご連絡する場合 もあります。FAX番号も 必ず記載してください。)	(以下は審査結果等のご連絡に必要となります。記入が無い又は誤っている場合、ご連絡が出来なくなりますので、よく ご確認のうえ、ご記入ください。) 〒一 電話番号 FAX E-Mail				
現在の職業(該当に○)	1. 会社員 2. 専業主婦・主夫 3. パートタイマー・アルバイト 4. 学生 5.その他()				
他の事業との兼務	申込時において、他の事業を営んで(いる・いない)(該当に○)				
職歴	昭・平 年 月				
	昭・平 年 月				

2. 創業の予定

予定している事業形態	1. 個人事業 2. 会社設立 3. 企業組合・協業組合設立(該当に○)
開業・法人等設立予定日	平成 年 月 日(予定)
創業予定場所(予定)	〒一
企業名(組合名・屋号)	※平成25年3月23日以降に開業届け又は設立登記を出した方のみ記載ください。
創業予定の事業内容・業種	事業内容: (日本標準産業分類中分類 業種名: ○○○○ コード: ○○○○)
中分類コード2桁	
本事業は許認可・免許等が必要な事業ですか。	はい・いいえ(該当に○)
「はい」に該当する場合、取得見込み時期:	許認可・免許等名称:
本事業はフランチャイズ契約の締結を行う事業ですか。	はい・いいえ(該当に○)
「はい」に該当する場合、他のチェーン店との差別化について「別紙2 2. 製品・サービスの独創性」に記入してください。	
資本金(予定)	千円(うち大企業からの出資: 千円)
出資者数(予定)	名(うち大企業: 名)
役員・従業員数等(予定)	合計: ____名(内訳)①役員: 名 ②従業員: 名 ③パート・アルバイト: 名(うち大企業: 名)

*会社設立の場合、申請者自らが創業又は設立し、代表取締役あるいは代表社員となる場合に限ります。

*企業組合・協業組合設立の場合、申請者自らが発起人となり、代表役員となる場合に限ります。

※第1回募集開始日の翌日(平成25年3月23日)以降に開業届け又は設立登記を出した方に關しては既に創業した事業の情報を記載してください。

3. 補助金・助成金制度の活用状況

今回の応募テーマと同一テーマにて国(独立行政法人等含む)及び地方自治体の他の補助金・助成制度を活用している場合は、本補助金の採択はされません。また、現在国(独立行政法人等含む)及び地方自治体の他の補助金・助成金制度を申請中の場合で、いずれも採択された場合は、どちらを活用するかを選択して頂きます。

(1)現在、国(独立行政法人等含む)及び地方自治体による他の補助金・助成金を受けていますか。又は申請していますか。→ 1. いる : 2. いなし(該当する番号を記入:)回答が1の場合は以下にご記入ください。

①補助金等の名称	②補助金等実施機関名
③補助金等のテーマ名	実施期間
① ③	事務局では認定支援機関・金融機関の斡旋は行えません。 最新の認定機関の情報は、中小企業庁のホームページで紹介されています。 申請者自身が、身近に感じられ、安心して相談出来、将来的にも事業成功に向けた伴走者として、付き合っていけると感じられることが重要になります。

4. 認定支援機関と支援の概要

認定支援機関名/担当者名	支援の概要
(認定支援機関名) (担当者名)	今までどのような支援・助言を受けたか、どのような相談に対応してもらえたのかを簡単に記入してください。

認定支援機関の方には、申請者が伝えたい内容をうまく引き出させていただき、申請者が事業計画の各項目をうまく書き表わすことが出来るよう、整理・助言いただくなど、支援・確認をお願いいたします。

事業計画説明書

1. 事業の内容

申請者は、以下の各項目の説明を参考に、可能な範囲で記入してください。

どの様な業種・業態の事業で、どのような商品・サービスの提供を、どういったターゲットに対して行う事業か。

事業に必要な原材料や商品仕入から販売方法、販路展開などの計画や、申請時において既に予定されている取り組み。

販売戦略・販売方針・収益獲得に対する考え方など、可能なものがあれば記入してください。

2. 製品・サービスの独創性

どこに特徴があつて、今までのものと何が違うのか。

その地域において期待されている需要に対して、既存の事業者では充足できていないと考えるポイントや、従来は顕在化していない需要に対し、どのような製品やサービスの提供によって答えようとするのか。

また、提供する製品やサービスを、どのような取り組みにより訴求しようとしているのか。

3. 市場の特性、市場規模

事業計画をどのような視点や根拠で需要があると判断したのか。

判断材料とした情報から想定した市場規模と、計画で想定する販売エリアの考え方。

確証を得るために実施した取り組。これから取り組もうとしている調査・検証のなどがあれば記入してください。

4. 創業する動機・きっかけ及び将来の展望

事業計画に至った切っ掛けや動機、起業により実現しようと考えているビジョン、思いを記入してください。

5. スケジュール(採択後3年間に取り組む事業内容と実施時期)

実施時期	取り組む内容
1年目	事業開始前の取り組みや(調査や検証、PR、関係構築)、事業開始からどのような手順で販路を獲得しようとしているのか、売り上げ見込みに関連した交渉の予定、すでに具体化している交渉や商品、取引先や支援者との関係、計画や想定段階のもの等を順を追って、整理して記載してください。
2年目	採択後、年度毎の計画内容が、前後したり見直されて変更となることは構いませんので、申請時に予定している営業の取り組みや事業展開、設備投資等のスケジュールに沿って記入してください。
3年目	需要把握や取引先の開拓など、継続的に行われるものが毎年記載されていても構いません。 実際に行おうとする取り組みを箇条書きか、簡潔な説明で記述してください。

6. 売上・利益等の計画

(単位:千円)

	25年 月～年 月期	26年 月～年 月期	27年 月～年 月期
①売上高		千円	
②売上原価		千円	
③売上総利益(①-②)	0 千円	初期計画ですから、実態が大きく異なることはやむを得ませんが、売上見通しのほか、「売上原価」「販売管理費」など初期費用や固定費・変動費、の発生にも十分に目を向けて、収支計画を検討してください。	0 千円
④販売管理費		千円	
営業利益(③-④)	0 千円	人	人
従業員数	(うちパート・アルバイト 人)	(うちパート・アルバイト 人)	(うちパート・アルバイト 人)

7. 創業する事業の知識、経験、人脈、熱意

どの様な経緯・経験を経て事業を行おうとしているのか。事業を行うに当たっての基礎知識をどのように得て来たのか。今までにどのような人と関わり、支援を受けてきたのか、これからどのような支援協力を受けることが期待出来るのか。認定支援機関以外の相談役はいるのか。

- これまでに創業に係るセミナーや勉強会に参加されたことがありますか。はい いいえ (該当に○)
- 具体的なセミナー等の概要()

8. 価格設定、売上高・売上原価の根拠、販売促進活動

現在予定している商品やサービスの価格設定について、何をもとにしているのかを記述ください。
サービス提供のターゲットが誰でどこにおいて、価格設定が適正かどうか、といった検証や、販売展開、ルートの開拓方法などをどのように行っていくとするのか、具体的な説明が可能なものがあれば記入してください。

9. 資金調達方法 (単位:円)

※補助金の支払は、事業終了後の精算払となります。事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要がありますので、当初の資金調達について伺います。

<補助対象経費の調達一覧>

区分	金額(円)	資金の調達先
自己資金		
補助金 ※1		
金融機関からの借入金		
その他の		
合計額 ※2		

<補助金相当額の手当方法>

区分	金額(円)	資金の調達先
自己資金		
金融機関からの借入金		
その他		
合計額		

確定検査により、補助額が減少することもありますので、資金計画には余裕を持っておくことが必要です。

○上記以外の必要経費 ※3 円 [調達先 (該当に○) : 自己資金・金融機関からの借入金・その他]

(金融機関からの借入金・その他の場合には資金の調達先 :)

調達先が複数ある場合には、それぞれの調達額、調達先が分かるように記載ください。

○金融機関からの外部資金の調達見込みについて 【(注) 応募要件となりますので必ず該当する項目に○をしてください】

[該当に○: 既に調達済み · 補助事業期間中に調達見込みがある · 将来的に調達見込みがある]

注意してください。

※1 次ページ 別紙3「補助事業の経費明細」 補助金交付希望額 F と一致

※2 次ページ 別紙3「補助事業の経費明細」 補助金対象経費合計額 E と一致

※3 「上記以外の必要経費」とは、創業及び販路開拓に必要な経費のうち登録免許税、消耗品等補助対象とならないもの1~9の各項目について記載内容が多い場合は、行数を適宜増やしてください。

10. 本補助金の応募のきっかけ

以下、いずれか該当するものに○をしてください。なお、該当するものが無い場合は、その他に内容を記載ください。

- ①支援機関からの案内(支援機関名:)
- ②メルマガ(メルマガ名:)
- ③ホームページ(ホームページ名:)
- ④新聞雑誌広告(新聞雑誌名:)
- ⑤その他()

補助事業の経費明細

単位：円

経費区分		内 訳 (内容・目的、積算明細)	金 額 (消費税抜き)	備考
1 ・ 創 業 事 業 費	① 人件費			
	② 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費			
	③ 店舗等借入費			
	④ 設備費			
	⑤ 原材料費			
	⑥ 知的財産権等関連経費			今回申請する事業のために必要となる経費を洗い出し、補助対象の適否を確認してください。 50万円以上の資産を取得する場合、補助事業終了後も法律に基づいた強い制限を受けることになりますので、取得する場合には十分留意してください。
	⑦ 委託費			
	⑧ 謝金			
	⑨ 旅費			
補助対象経費（消費税抜き）①～⑨ 合計額			A 0	
補助金交付希望額A欄の合計の2／3以内			B	
2 ・ 販 路 開 拓 費	① マーケティング調査費			
	② 広報費			
	③ 委託費			
	④ 謝金			
	⑤ 旅費			
補助対象経費（消費税抜き）①～⑤ 合計額			C 0	
補助金交付希望額C欄の合計の2／3以内			D	
E	補助金対象経費合計額（A+C）			0
F	補助金交付希望額（B+D） 但し、『地域需要創造型起業・創業』 ：下限100万円以上 上限200万円以内			0

※平成25年10月21日（月）までに受付いただく方は、補助事業期間を平成26年1月から9月末までの9か月間と仮定し、その間の経費をご記入ください。

※平成25年10月22日（火）以降に受付いただく方は、補助事業期間を平成26年3月から9月末までの7か月間と仮定し、その間の経費をご記入ください。

認定支援機関が記入

大分県商工会連合会

会長 清家 孝 殿

平成25年 月 日

連携している金融機関の確認について
 認定支援機関の方はご理解いただけていることですが、金融機関とは、事業開始後の取り引き口座開設だけでなく、運転資金や資金運用などいろいろな面で支援、協力を求める機会が生じます。
 申請者と共に、事業計画の説明を十分に行っていただき、事業に対する理解を求めて下さい。
 申請時点で借入に係る決定が行われている必要はありませんが、融資相談を受けることが可能なレベルにあることを納得いただいて担当者の確認を得て下さい。

認定支援機関

住 所

電話番号

名 称

代表者名

印

[上記の代表者名欄に記入する氏名は、本書を確認する認定支援機関の内部規定等により判断してください。]

担当者 部署名

氏 名

連絡先

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）に係る事業計画書の確認書

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）における補助金への応募を下記1. の者が行うに当たり、下記2. のとおり事業計画の策定支援を行ったこと及び事業計画の実行支援・報告等を行うことについて確認します。

なお、本確認書の提出に先立ち、応募者の本人確認及び応募者が暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、これら反社会的勢力と密接な関係を有する者でないことの確認を行っています。

記

虚偽にならないよう注意ください。

1. 応募者

氏名・企業名	※既に起業・創業されている方は企業名、個人事業主又はこれから創業する方は個人名を記入ください。
住所/電話番号	認定支援機関として、申請者・申請計画に対し、どのような支援を予定しているのかを記載ください。

2. 確認事項（1～3の全てが必須です。）

		支援内容	期間・頻度等
1	事業計画の策定支援	※本補助金の応募に至るまでに実施した支援内容を記入ください。	
2	補助事業の適正な実施を含む実施期間中の支援	※財務・金融、生産管理、人事・労務、販路開拓など、補助事業を実施する上で予定している支援内容を記入ください。また、補助事業の適正な実施に係る支援について記入ください。	
3	補助事業終了後のフォローアップ	※補助事業終了後に予定している支援内容を記入してください。また補助事業で取得した機器の適正な管理や事業の成果に係る報告に係る支援について記入ください。	

※ なお、本確認書は融資の確約を前提としたものではありません。

※ 別途、支援内容が確認できる資料があれば、添付いただくことは可能です。

3. 連携している金融機関（本確認書を認定支援機関たる金融機関が記載し、当該金融機関が金融支援を予定している場合は、記載不要。）

金融機関名	新規の事業計画を考える際に、将来的な資金繰り、運転資金の融通などに重要な役割を果たしていただくことになる金融機関について、認定支援機関が「覚書」を締結して、支援に協力いただける体制にあることを確認しています。 申請者からの相談を受けているかどうか、確認させていただくことがあります。
住所	
担当者名	
電話番号	

※連携している金融機関との間に締結した覚書等の写しを添付してください。

平成 25 年 月 日

大分県商工会連合会
会長 清家 孝 殿

住 所 : (〒 _____)

企業名・屋号 :

代表者名 :

印

※現代表者名を記載ください。

平成 24 年度 創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）事業計画書

『第二創業』

平成 24 年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）の交付を受けたいので、下記のとおり事業計画を提出します。

また、5. の誓約が虚偽であり、又はこれに反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てないことを誓約します。

ラーメン店や菓子製造など、「〇〇製造業」「〇〇販売」「業種のみの記載」はテーマとみなしません。事業計画の特徴がわかるようなテーマ名としてください。

1. 事業テーマ名 : の実施、～の展開等
(事業内容を的確に表現した簡潔な名称を付与してください)

2. 事業計画の骨子 : (本頁が 1 枚に収まるように、事業計画で行う内容を 2 ~ 3 行程度の要約文で記載。別紙 2 の事業計画説明書と整合するように記載してください。)

3. 助成金交付希望額 : _____ 円

事業テーマを、事業として具体化するために
「何を」「どのように」行おうとしているのか、
審査員が具体的にイメージできる説明を記述して下さい。

4. 助成事業期間 : 当該助成事業を行う期間は、以下の通りです。

交付決定日以降 ~ (事業完了予定日) 平成 年 月 日

(注) 事業完了予定日は、平成 26 年 9 月 30 日迄の日を記入。

事業完了予定は、補助対象とする経費支出が完了し、検査証書などがすべて整う時期を予定して下さい。

5. 誓約

- ① 私（当社）は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
② 私（当社）現在、本事業に関連しての訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
③ 私（当社）現在、本事業に関連した法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。

(注) 本様式は 1 頁以内に収めてください。

必要添付書類については、募集要項 35 ページ【参考】添付書類チェック表をご確認ください。

5. の誓約は、後日の認定取り消しの理由になりますので、起業後の取引先との関係も含め、十分に注意いただき、理解しておいて下さい。

1. 応募者の概要等

企 業 名(組合名・屋号)					
旧代表者名	性別	男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日(歳)	
新代表者名	性別	男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日(歳)	
連絡先 住所等 (FAXにてご連絡する場合がありますので、FAX番号も必ず記載してください。)	(以下は審査結果等のご連絡に必要となります。記入が無い又は誤っている場合、ご連絡が出来なくなりますので、よくご確認のうえ、必ずご記入ください。) 〒 一				
	事業実施責任者名		E-Mail		
	電話番号		F A X		
ホームページアドレス	http://				

開業・法人設立日	大正・昭和・平成 年 月 日	事業承継した日 又は、予定日	平成 年 月 日
資本金・出資金	千円	出資者数・組合員数	名
事業実施予定地			
役員・従業員数等	合計: 名 (内訳) 役員: 名、従業員: 名、パート・アルバイト: 名		
現在の事業内容(業種)	事業内容: (日本標準産業分類細分類 業種名: ○○○○ コード: ●●●●)		
新たな事業内容(業種)	事業内容: (日本標準産業分類細分類 業種名: ○○○○ コード: ●●●●)		
新たな事業は許認可・免許等が必要な事業ですか。	はい・いいえ (該当に○)		
「はい」に該当する場合、取得見込み時期:	許認可・免許等名称:		
新たな事業はフランチャイズ契約の締結を行う事業ですか。	はい・いいえ (該当に○)		
「はい」に該当する場合、他のチェーン店との差別化について「別紙2 2. 製品・サービスの独創性」に記入してください。			

2. 事業者の現況等

(1) 株主等一覧表 (出資比率が高いものから記載し、大企業には○を記載してください。欄が不足する場合は適宜追加してください。)

株主(出資者)名	所在地	大企業	出資比率	株主(出資者)名	所在地	大企業	出資比率
1.			%	2.			%

(2) 役員一覧[法人のみ記入]

氏名	シメイ	生年月日	性別	会社名※	役職名※
		昭和・平成 年 月 日	男・女		

※複数の会社の役員を兼務している場合には、併記してください。

3. 補助金・助成金制度の活用状況

今回の応募テーマと同一テーマにて国(独立行政法人等含む)及び地方自治体の他の補助金・助成制度を活用している場合は、本補助金の採択はされません。また、現在国(独立行政法人等含む)及び地方自治体の他の補助金・助成金制度を申請中の場合で、いずれも採択された場合は、どちらを活用するかを選択して頂きます。

(1) 現在、国(独立行政法人等含む)及び地方自治体による他の補助金・助成金を受けていますか。又は申請していますか。

→ 1. い る : 2. い な い (該当する番号を記入;) 回答が1の場合は以下にご記入ください。

①補助金等の名称	②補助金等実施機関名		
③補助金等のテーマ名	実施期間		
①	事務局では認定支援機関・金融機関の斡旋は行えません。 最新の認定機関の情報は、中小企業庁のホームページで紹介されています。 申請者自身が、身近に感じられ、安心して相談出来、将来的にも事業成功に向けた伴走者として、付き合っていけると感じられることが重要になります。		
③			

4. 認定支援機関と支援の概要

認定支援機関名/担当者名	支援の概要
(認定支援機関名)	今までどのような支援・助言を受けたか、どのような相談に対応してもらえたのかを簡単に記入してください。
(担当者名)	

認定支援機関の方には、申請者が伝えたい内容をうまく引き出していくいただき、申請者が事業計画の各項目をうまく書き表わすことが出来るよう、整理・助言いただくなど、支援・確認をお願いいたします。

事業計画説明書

1. 事業の内容

申請者は、以下の各項目の説明を参考に、可能な範囲で記入してください。

既存の事業はどのようになるのか。新たな事業は、既存の事業とはどのように違いがあるのか、あるいはどのように生かされるのか、どのような業種・業態の変更が行われる事業で、どのような商品・サービスの提供を、どういったターゲットに対して行う事業になるのか。
 事業に必要な原材料や商品仕入から販売方法、販路展開などの計画や既に予定されている取り組み。
 販売戦略・販売方針・収益獲得に対する考え方など、可能なものがあれば記入してください。

2. 製品・サービスの独創性

新たな事業は、どこに特徴があつて、今までのもの・既存のものと何が違うのか。(新規参入・新規展開する強み。)
 その分野において期待されている需要に対して、既存の事業者では充足できていないと考えるポイントに対し、どのような取り組みによって強みを発揮してゆくことが出来ると考えているのか。
 また、提供する製品やサービスを、どのような取り組みより訴求しようとしているのか。

3. 市場の特性、市場規模

事業計画をどのような視点や根拠で需要があると判断したのか。
 判断材料とした情報から想定した市場規模と、計画で想定する販売エリアの考え方。
 確証を得るために実施した取り組。これから取り組もうとしている調査・検証のなどがあれば記入してください。

4. 新分野進出・新事業展開する動機・きっかけ及び将来の展望(企業の沿革なども含めて記載ください。)

新分野進出、新事業展開に係る事業計画に至った切っ掛けや動機、今回の取り組みにより実現しようと考えているビジョン、後継者の思いを記入してください。

5. スケジュール(採択後3年間に取り組む事業内容と実施時期)

実施時期	取り組む内容
1年目	新たな事業開始前の取り組みや(調査や検証、PR、関係構築)、事業開始からどのような手順で販路を獲得しようとしているのか、新たな事業の売り上げ見込みに関連した交渉の予定、すでに具体化している交渉
2年目	や商品、取引先や支援者との関係、計画や想定段階のもの等を順を追って、整理して記載してください。 採択後、年度毎の計画内容が、前後したり見直されて変更となることは構いませんので、申請時に予定している営業の取り組みや事業展開、設備投資のスケジュールに沿って記入してください。
3年目	需要把握や取引先の開拓など、継続的に行われるものが毎年記載されていても構いません。 実際に行おうとする取り組みを箇条書きか、簡潔な説明で記述してください。

第3回募集 手引

6. 売上・利益等の見通し

①過去の決算推移(実績) 直前期までの過去2期決算時状況について、以下の表を記入(決算を迎えていない事業者を除く。過去2期末満の場合は決算の回数分のみ記入)

	年 月 ~ 年 月 期		年 月 ~ 年 月 期	
	(X-1)		【直前期=(X)年】	
売上高		千円		千円
経常利益		千円		千円
資本合計※1		千円		千円
借入金合計※2		千円		千円
従業員数		人 (うちパート・アルバイト 人)		人 (うちパート・アルバイト 人)

(注)マイナスの場合『▲5,000』のように符号をつけ記入 ※1 資本の部の合計額(法人のみ記入) ※2 長期借入+短期借入

②今後の売上・利益見通し(見込み) 本事業の事業化見込みを踏まえた決算見通しを、以下の表に記入

	年 月 ~ 年 月 期		年 月 ~ 年 月 期		年 月 ~ 年 月 期	
	【次回決算期=(X+1)年】		(X+2)		(X+3)	
①売上高		千円		千円		千円
②売上原価		千円		千円		千円
③販売管理費		千円		千円		千円
営業利益(①-②-③)	0	千円	0	千円	0	千円
従業員数		人 (うちパート・アルバイト 人)		人 (うちパート・アルバイト 人)		人 (うちパート・アルバイト 人)

7. 価格設定、売上高・売上原価の根拠、販売促進活動

現在予定している商品やサービスの価格設定について、何をもとにしているのかを記述ください。
サービス提供のターゲットが誰でどこにいて、価格設定が適正かどうか、といった検証や、販売展開、ルートの開拓方法などをどの様に行っていこうとするのか、具体的な説明が可能なものがあれば記入してください。

8. 資金調達方法 (単位: 円)

※補助金の支払は、事業終了後の精算払となります。事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要がありますので、当初の資金調達について伺います。

<補助対象経費の調達一覧>

区分	金額(円)	資金の調達先
自己資金		
補助金 ※1		
金融機関からの借入金		
その 他		
合 計 額 ※2		

<補助金相当額の手当方法>

区分	金額(円)	資金の調達先
自己資金		
金融機関からの借入金		
その 他		
合 計 額		

確定検査により、補助額が減少することも有りますので、資金計画には余裕を持っておくことが必要です。

○上記以外の必要経費 ※3 円 [調達先(該当に○) : 自己資金・金融機関からの借入金・その他]

(金融機関からの借入金・その他の場合には資金の調達先 :)

調達先が複数ある場合には、それぞれの調達額、調達先が分かるように記載ください。

○金融機関からの外部資金の調達見込みについて 【(注) 応募要件となりますので必ず該当する項目に○をしてください】

[該当に○ : 既に調達済み · 補助事業期間中に調達見込みがある · 将来的に調達見込みがある]

※1 次ページ 別紙3「補助事業の経費明細」 補助金交付希望額 F と一致

※2 次ページ 別紙3「補助事業の経費明細」 補助金対象経費合計額 E と一致

※3 「上記以外の必要経費」とは、創業及び販路開拓に必要な経費のうち登録免許税、消耗品等補助対象とならないもの

注意してください。

9. 本補助金の応募のきっかけ

以下、いずれか該当するものに○をしてください。なお、該当するものが無い場合は、その他に内容を記載ください。

①支援機関からの案内(支援機関名:) · ②メルマガ(メルマガ名:)

③ホームページ(ホームページ名:) · ④新聞雑誌広告(新聞雑誌名:)

⑤その他()

補助事業の経費明細

単位：円

経費区分		内訳 (内容・目的、積算明細)	金額 (消費税抜き)	備考
1 ・ 創 業 事 業 費	① 人件費			
	② 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費			
	③ 店舗等借入費			
	④ 設備費			今回申請する事業のために必要となる経費を洗い出し、補助対象の適否を確認してください。 50万円以上の資産を取得する場合、補助事業終了後も法律に基づいた強い制限を受けることになりますので、取得する場合には十分留意してください。
	⑤ 原材料費			
	⑥ 知的財産権等関連経費			
	⑦ 委託費			
	⑧ 謝金			
	⑨ 旅費			
補助対象経費（消費税抜き） ①～⑨ 合計額			A	0
補助金交付希望額 A 欄の合計の 2 / 3 以内			B	
2 ・ 販 路 開 拓 費	① マーケティング調査費			
	② 広報費			
	③ 委託費			
	④ 謝金			
	⑤ 旅費			
補助対象経費（消費税抜き） ①～⑤ 合計額			C	0
補助金交付希望額 C 欄の合計の 2 / 3 以内			D	
E	補助金対象経費合計額 (A + C)			0
F	補助金交付希望額 (B + D) 但し、『第二創業』 ：下限 100 万円以上 上限 500 万円以内			0

※平成25年10月21日（月）までに受付いただく方は、補助事業期間を平成26年1月から9月末までの9か月間と仮定し、その間の経費をご記入ください。

※平成25年10月22日（火）以降に受付いただく方は、補助事業期間を平成26年3月から9月末までの7か月間と仮定し、その間の経費をご記入ください。

大分県商工会連合会
会長 清家 孝 殿

平成25年 月 日

連携している金融機関の確認について
 認定支援機関の方はご理解いただけていることですが、
 金融機関とは、事業開始後の取り引き口座開設だけでなく、運転資金や資金運用などいろいろな面で支援、協力を求める機会が生じます。
 申請者と共に、事業計画の説明を十分に行っていただき、事業に対する理解を求めて下さい。
 申請時点で借入に係る決定が行われている必要はありませんが、融資相談を受けることが可能なレベルにあることを納得いただいたて担当者の確認を得てください。

認定支援機関
 住 所
 電話番号
 名 称
 代表者名 印
 [上記の代表者名欄に記入する氏名は、本書を確認する認定
 支援機関の内部規定等により判断してください。]
 担当者 部署名
 氏 名
 連絡先

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）に係る事業計画書の確認書

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）における補助金への応募を下記1. の者が行うに当たり、下記2. のとおり事業計画の策定支援を行ったこと及び事業計画の実行支援・報告等を行うことについて確認します。

なお、本確認書の提出に先立ち、応募者の本人確認及び応募者が暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、これら反社会的勢力と密接な関係を有する者でないとの確認を行っています。

記

虚偽にならないよう注意ください。

1. 応募者

氏名・企業名	※既に起業・創業されている方は企業名、個人事業主又はこれから創業する方は個人名を記入ください。
住所/電話番号	認定支援機関として、申請者・申請計画に 対して、どのような支援を予定しているの かを記載ください。

2. 確認事項（1～3の全てが必須です。）

		支援内容	期間・頻度等
1	事業計画の策定 支援	※本補助金の応募に至るまでに実施した支援内容を記入ください。	
2	補助事業の適正 な実施を含む実 施期間中の支援	※財務・金融、生産管理、人事・労務、販路開拓など、補助事業を実施する上で予定 している支援内容を記入ください。また、補助事業の適正な実施に係る支援について 記入ください。	
3	補助事業終了後 のフォローアッ プ	※補助事業終了後に予定している支援内容を記入してください。また補助事業で取得 した機器の適正な管理や事業の成果に係る報告に係る支援について記入ください。	

※ なお、本確認書は融資の確約を前提としたものではありません。

※ 別途、支援内容が確認できる資料があれば、添付いただくことは可能です。

3. 連携している金融機関（本確認書を認定支援機関たる金融機関が記載し、当該金融機関が金融支援を予定している場合は、記載不要）

金融機関名	新規の事業計画を考える際に、将来的な資金繰り、運転資金の融通などに重要な役割を果たしていただくことになる金融機関について、認定支援機関が「覚書」を締結して、支援に協力いただける体制にあることを確認しています。 申請者からの相談を受けているかどうか、確認させていただくことがあります。
住所	
担当者名	
電話番号	

※連携している金融機関との間に締結した覚書等の写しを添付してください。

大分県商工会連合会
会長 清家 孝 殿

住 所 〈企業等の住所〉：(〒 —)

25年3月23日以降に個人開業又は会社等の設立を行った方は、こちらの記載にしたがつて住所・氏名欄に記入してください。

〈企業名・組合名・屋号〉：
氏名 〈代表者氏名〉：

印

※平成 25 年 3 月 23 日以降に、本事業計画書に基づく事業を実施するための個人開業又は会社等設立を行っている方は、() 内に従い、記載ください。

平成 24 年度 創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）事業計画書

『海外需要獲得型起業・創業』

平成 24 年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）の交付を受けたいので、下記のとおり事業計画を提出します。

また、5. の誓約が虚偽であり、又はこれに反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てないことを誓約します。

ラーメン店や菓子製造など、「〇〇製造業」「〇〇販売」「業種のみの記載」はテーマとみなしません。事業計画の特徴がわかるようなテーマ名としてください。

1. 事業テーマ名 : ~の実施、~の展開等
(事業内容を的確に表現した簡潔な名称を付与してください)

2. 事業計画の骨子 : (本頁が 1 枚に収まるように、事業計画で行う内容を 2 ~ 3 行程度の要約文で記載。別紙 2 の事業計画説明書と整合するように記載してください。)

3. 助成金交付希望額 : _____ 円

4. 助成事業期間 : 当該助成事業を行う期間は、以下の通りです。

交付決定日以降 ~ (事業完了予定日) 平成 年 月 日
(注)事業完了予定日は、平成 26 年 9 月 30 日迄の日を記入。

事業テーマを、事業として具現化するために「何を」「どのように」行おうとしているのか、審査員が具体的にイメージできる説明を記述して下さい。

事業完了予定は、補助対象とする経費支出が完了し、検査証書などがすべて整う時期を予定して下さい。

5. 誓約

- ①私（当社）は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- ②私（当社）現在、本事業に関連しての訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
- ③私（当社）現在、本事業に関連した法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。

④本様式は 1 頁以内に収めてください。

⑤必要添付書類については、募集要項 35 ページ【参考】添付書類チェック表をご確認ください。

⑥海外市場の獲得が間接的である事業や国内における事業の延長に過ぎない事業などは対象外となります。

〈対象外となる事業例〉

①海外からの訪問者等をターゲットとした事業

②海外展開を行う事業者の支援を行う事業

③海外市場調査等や海外向けに特化したホームページの設置を行わないネット販売

④輸入業 など

5. の誓約は、後の認定取り消しの理由になりますので、起業後の取引先との関係も含め、十分に注意いただき、理解して下さい。

応募者の概要

1. 応募者

ふりがな 氏名 (代表者氏名)		性別	男・女	生年月日	昭和・平成 年月日(歳)
連絡先 住所等 (FAXでご連絡する場合 もあります。FAX番号も 必ず記載してください。)	(以下は審査結果等のご連絡に必要となります。記入が無い又は誤っている場合、ご連絡が出来なくなりますので、よく ご確認のうえ、ご記入ください。) 〒一				
	電話番号		FAX		
	E-Mail				
現在の職業(該当に○)	1. 会社員 2. 専業主婦・主夫 3. パートタイマー・アルバイト 4. 学生 5.その他()				
他の事業との兼務	申込時において、他の事業を営んで(いる・いない)(該当に○)				
職歴	昭・平 年 月				
	昭・平 年 月				

2. 創業の予定

予定している事業形態	1. 個人事業 2. 会社設立 3. 企業組合・協業組合設立(該当に○)
開業・法人等設立予定日	平成 年 月 日(予定)
創業予定場所(予定)	〒一
企業名(組合名・屋号)	※平成25年3月23日以降に開業届け又は設立登記を出した方のみ記載ください。
創業予定の事業内容・業種	事業内容: (日本標準産業分類中分類 業種名: ○○○○ コード: ○○○○)
本事業は許認可・免許等が必要な事業ですか。	はい・いいえ(該当に○)
「はい」に該当する場合、取得見込み時期:	許認可・免許等名称:
本事業はフランチャイズ契約の締結を行う事業ですか。	はい・いいえ(該当に○)
「はい」に該当する場合、他のチェーン店との差別化について「別紙2 2. 製品・サービスの独創性」に記入してください。	
資本金(予定)	千円(うち大企業からの出資: 千円)
出資者数(予定)	名(うち大企業: 名)
役員・従業員数等(予定)	合計: ____名(内訳)①役員: ____名 ②従業員: ____名 ③パート・アルバイト: ____名(うち大企業: ____名)

中分類コード2桁

※会社設立の場合、申請者自らが創業又は設立し、代表取締役あるいは代表社員となる場合に限ります。

※企業組合・協業組合設立の場合、申請者自らが発起人となり、代表役員となる場合に限ります。

※第1回募集開始日の翌日(平成25年3月23日)以降に開業届け又は設立登記を出した方に関しては既に創業した事業の情報を記載してください。

3. 補助金・助成金制度の活用状況

今回の応募テーマと同一テーマにて国(独立行政法人等含む)及び地方自治体の他の補助金・助成制度を活用している場合は、**本補助金の採択はされません**。また、現在国(独立行政法人等含む)及び地方自治体の他の補助金・助成金制度を申請中の場合は、いずれも採択された場合は、どちらを活用するかを選択して頂きます。

(1)現在、国(独立行政法人等含む)及び地方自治体による他の補助金・助成金を受けていますか。又は申請していますか。

→ 1. いる : 2. いなし(該当する番号を記入:) 回答が1の場合は以下にご記入ください。

①補助金等の名称	②補助金等実施機関名
③補助金等のテーマ名	実施期間
①	事務局では認定支援機関・金融機関の斡旋は行えません。 最新の認定機関の情報は、中小企業庁のホームページで紹介されています。 申請者自身が、身近に感じられ、安心して相談出来、将来的にも事業成功に向けた 伴走者として、付き合っていけると感じられることが重要になります。
③	

4. 認定支援機関と支援の概要

認定支援機関名/担当者名 (認定支援機関名) (担当者名)	支援の概要 今までどのような支援・助言を受けたか、どのような相談に対応してもらえたのかを簡単に記入してください。
-------------------------------------	---

認定支援機関の方には、申請者が伝えたい内容をうまく引き出させていただき、申請者が事業計画の各項目をうまく書き表わすことが出来るよう、整理・助言いただくなど、支援・確認をお願いいたします。

事業計画説明書

1. 事業の内容

申請者は、以下の各項目の説明を参考に、可能な範囲で記入してください。

- どの様な業種・業態の事業で、どのような商品・サービスの提供を、どういったターゲットに対して行う事業か。
- 事業に必要な原材料や商品仕入から販売方法、販路展開などの計画や、申請時において既に予定されている取り組み。
- 販売戦略・販売方針・収益獲得に対する考え方など、可能なものがあれば記入してください。

2. 製品・サービスの独創性

- どこに特徴があるって、今までのものと何が違うのか。
- その地域において期待されている需要に対して、既存の事業者では充足できていないと考えるポイントや、従来は顕在化していない需要に対し、どのような製品やサービスの提供によって答えようとするのか。
- また、提供する製品やサービスを、どのような取り組みにより訴求しようとしているのか。

3. 市場の特性、市場規模

- 事業計画をどのような視点や根拠で需要があると判断したのか。
- 判断材料とした情報から想定した市場規模と、計画で想定する販売エリアの考え方。
- 確証を得るために実施した取り組。これから取り組もうとしている調査・検証のなどがあれば記入してください。

4. 創業する動機・きっかけ及び将来の展望

- 事業計画に至った切っ掛けや動機、起業により実現しようと考えているビジョン、思いを記入してください。

5. スケジュール(採択後3年間に取り組む事業内容と実施時期)

実施時期	取り組む内容
1年目	事業開始前の取り組みや(調査や検証、PR、関係構築)、事業開始からどのような手順で販路を獲得しようとしているのか、売り上げ見込みに関連した交渉の予定、すでに具体化している交渉や商品、取引先や支援者との関係、計画や想定段階のもの等を順を追って、整理して記載してください。
2年目	採択後、年度毎の計画内容が、前後したり見直されて変更となることは構いませんので、申請時に予定している営業の取り組みや事業展開、設備投資等のスケジュールに沿って記入してください。
3年目	需要把握や取引先の開拓など、継続的に行われるものが毎年記載されていても構いません。 実際に行おうとする取り組みを箇条書きか、簡潔な説明で記述してください。

6. 売上・利益等の計画

(単位:千円)

	25年 月～年 月期	26年 月～年 月期
①売上高	千円	千円
②売上原価	千円	千円
③売上総利益(①-②)	0 千円	千円
④販売管理費	千円	千円
営業利益(③-④)	0 千円	0 千円
従業員数	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
		人 (うちパート・アルバイト 人)

開業、会社等設立の時期により適宜修正してください。

初期計画ですから、実態が大きく異なることはやむを得ませんが、売上見通しのほか、「売上原価」「販売管理費」など初期費用や固定費・変動費、の発生にも十分に目を向けて、収支計画を検討してください。

7. 創業する事業の知識、経験、人脈、熱意

どの様な経緯・経験を経て事業を行おうとしているのか。事業を行うに当たっての基礎知識をどのように得て来たのか。今までにどのような人と関わり、支援を受けてきたのか、これからどのような支援協力を受けることが期待出来るのか。認定支援機関以外の相談役はいるのか。

- これまでに創業に係るセミナーや勉強会に参加されたことがありますか。はい いいえ (該当に○)
- 具体的なセミナー等の概要()

8. 価格設定、売上高・売上原価の根拠、販売促進活動

現在予定している商品やサービスの価格設定について、何をもとにしているのかを記述ください。サービス提供のターゲットが誰でどこにおいて、価格設定が適正かどうか、といった検証や、販売展開、ルートの開拓方法などをどのように行っているとするのか、具体的な説明が可能なものがあれば記入してください。

9. 資金調達方法 (単位:円)

※補助金の支払は、事業終了後の精算払となります。事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要がありますので、当初の資金調達について伺います。

<補助対象経費の調達一覧>

区分	金額(円)	資金の調達先
自己資金		
補助金 ※1		
金融機関からの借入金		
その他の		
合計額 ※2		

<補助金相当額の手当方法>

区分	金額(円)	資金の調達先
自己資金		
金融機関からの借入金		確定検査により、補助額が減少することもありますので、資金計画には余裕を持っておくことが必要です。
その他		
合計額		

○上記以外の必要経費 ※3 円 [調達先 (該当に○) : 自己資金・金融機関からの借入金・その他]

(金融機関からの借入金・その他の場合には資金の調達先 :)

調達先が複数ある場合には、それぞれの調達額、調達先が分かるように記載ください。

○金融機関からの外部資金の調達見込みについて【(注) 応募要件となりますので必ず該当する項目に○をしてください】

[該当に○ : 既に調達済み · 補助事業期間中に調達見込みがある · 将来的に調達見込みがある]

注意してください。

※1 次ページ 別紙3「補助事業の経費明細」 補助金交付希望額 F と一致

※2 次ページ 別紙3「補助事業の経費明細」 補助金対象経費合計額 E と一致

※3 「上記以外の必要経費」とは、創業及び販路開拓に必要な経費のうち登録免許税、消耗品等補助対象とならないもの

10. 本補助金の応募のきっかけ

以下、いずれか該当するものに○をしてください。なお、該当するものが無い場合は、その他に内容を記載ください。

- ①支援機関からの案内 (支援機関名:) · ②メルマガ (メルマガ名:)
- ③ホームページ (ホームページ名:) · ④新聞雑誌広告 (新聞雑誌名:)
- ⑤その他 ()

補助事業の経費明細

単位：円

経費区分		内訳 (内容・目的、積算明細)	金額 (消費税抜き)	備考
1 創業事業費	① 人件費			
	② 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費			
	③ 店舗等借入費			
	④ 設備費			
	⑤ 原材料費			
	⑥ 知的財産権等関連経費			
	⑦ 委託費			
	⑧ 謝金			
	⑨ 旅費			
補助対象経費（消費税抜き）①～⑨ 合計額			A	0
補助金交付希望額 A 欄の合計の 2 / 3 以内			B	
2 販路開拓費	① マーケティング調査費			
	② 広報費			
	③ 委託費			
	④ 謝金			
	⑤ 旅費			
	補助対象経費（消費税抜き）①～⑤ 合計額		C	0
補助金交付希望額 C 欄の合計の 2 / 3 以内			D	
E	補助金対象経費合計額 (A + C)			0
F	補助金交付希望額 (B + D) 但し、『海外需要獲得型起業・創業』 ：下限 100 万円以上 上限 700 万円以内			0

今回申請する事業のために必要となる経費を洗い出し、
補助対象の適否を確認してください。
50万円以上の資産を取得する場合、補助事業終了後も
法律に基づいた強い制限を受けることになりますので、
取得する場合には十分留意してください。

※平成25年10月21日（月）までに受付いただく方は、補助事業期間を平成26年1月から9月末までの9か月間と仮定し、その間の経費をご記入ください。

※平成25年10月22日（火）以降に受付いただく方は、補助事業期間を平成26年3月から9月末までの7か月間と仮定し、その間の経費をご記入ください。

大分県商工会連合会

会長 清家 孝 殿

平成25年 月 日

連携している金融機関の確認について
認定支援機関の方はご理解いただけていることですが、金融機関とは、事業開始後の取り引き口座開設だけでなく、運転資金や資金運用などいろいろな面で支援、協力を求める機会が生じます。
申請者と共に、事業計画の説明を十分に行っていただき、事業に対する理解を求めて下さい。
申請時点で借入に係る決定が行われている必要はありませんが、融資相談を受けることが可能なレベルにあることを納得いただいたて担当者の確認を得てください。

認定支援機関

住 所

電話番号

名 称

代表者名

印

[上記の代表者名欄に記入する氏名は、本書を確認する認定支援機関の内部規定等により判断してください。]

担当者 部署名

氏 名

連絡先

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）に係る事業計画書の確認書

平成24年度創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）における補助金への応募を下記1. の者が行うに当たり、下記2. のとおり事業計画の策定支援を行ったこと及び事業計画の実行支援・報告等を行うことについて確認します。

なお、本確認書の提出に先立ち、応募者の本人確認及び応募者が暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、これら反社会的勢力と密接な関係を有する者でないとの確認を行っています。

記

虚偽にならないよう注意ください。

1. 応募者

氏名・企業名	※既に起業・創業されている方は企業名、個人事業主又はこれから創業する方は個人名を記入ください。
住所/電話番号	認定支援機関として、申請者・申請計画に対して、どのような支援を予定しているのかを記載ください。

2. 確認事項（1～3の全てが必須です。）

	支援内容	期間・頻度等
1 事業計画の策定支援	※本補助金の応募に至るまでに実施した支援内容を記入ください。	
2 補助事業の適正な実施を含む実施期間中の支援	※財務・金融、生産管理、人事・労務、販路開拓など、補助事業を実施する上で予定している支援内容を記入ください。また、補助事業の適正な実施に係る支援について記入ください。	
3 補助事業終了後のフォローアップ	※補助事業終了後に予定している支援内容を記入してください。また補助事業で取得した機器の適正な管理や事業の成果に係る報告に係る支援について記入ください。	

※ なお、本確認書は融資の確約を前提としたものではありません。

※ 別途、支援内容が確認できる資料があれば、添付いただくことは可能です。

3. 連携している金融機関（本確認書を認定支援機関たる金融機関が記載し、当該金融機関が金融支援を予定している場合は、記載不要）

金融機関名	
住所	
担当者名	
電話番号	

新規の事業計画を考える際に、将来的な資金繰り、運転資金の融通などに重要な役割を果たしていただくことになる金融機関について、認定支援機関が「覚書」を締結して、支援に協力いただける体制にあることを確認しています。
申請者からの相談を受けているかどうか、確認させていただくことがあります。

※連携している金融機関との間に締結した覚書等の写しを添付してください。

【参考】

〈応募書類チェック表〉

応募書類の提出前に下記を活用して書類のもれが無いか確認ください。

◎応募者全員

チェック欄	提出書類	必要部数	備考
	①事業計画書		様式は、各地域事務局のHPにてダウンロードできます。
	②応募者の概要(別紙1)		
	③事業計画説明書(別紙2)	原本1部 コピー3部	・申請先が異なりますので、創業地域の書類をダウンロードして下さい。
	④補助事業の経費明細(別紙3)		
	⑤認定支援機関支援確認書		金融支援を予定している金融機関との連携が必要な認定支援機関については、連携する金融機関との間に交わした覚書等の添付が必要です。
	上記①～⑤を記録した電子媒体(CD-R等)	1部	
	補足説明書類《任意提出》	原本1部 コピー3部	A4版、片面印刷10枚程度の印刷物に限ります(A3サイズの折りたたみは不可とします。)。

○『地域需要創造型起業・創業』及び『海外需要獲得型起業・創業』に応募の方

	チェック欄	提出書類	必要部数	備考
個人		住民票(3ヵ月以内)※1	原本1部	
個人事業者※		住民票(3ヵ月以内)※1	原本1部	
		直近の確定申告書一式 (税務署受付印のあるもの※2)	コピー4部	決算期を一度も迎えていない場合は不要です。 表紙に受付印がない場合、「納税証明書〔その2〕(所得金額の証明書)」(原本1部)もしくは、「課税証明書」(所得金額の記載のあるもの)(原本一部)も追加で提出。
法人等役員※		開業届(税務署受付印のあるもの※2)	コピー4部	確定申告書が提出できない方(決算期を一度も迎えていない場合、決算後2ヶ月未満)のみ必要です。
		住民票(3ヵ月以内)※1	原本1部	
		商業登記簿謄本、現在事項全部証明書(3ヵ月以内)又は履歴事項全部証明書(3ヵ月以内)	原本1部	複数の法人等の役員になっている方は、役員となっている全ての法人等の商業登記簿謄本等を提出ください。

※平成25年3月23日以降の開業・設立を含む

○『第二創業』に応募の方

	チェック欄	提出書類	必要部数	備考
個人事業者		住民票(3ヵ月以内)※1	原本1部	応募者のもの (応募日以前に事業承継している場合は後継者 応募日以降に事業承継予定の場合は先代)
		直近の確定申告書一式 (税務署受付印のあるもの※2)	コピー4部	表紙に受付印がない場合、「納税証明書〔その2〕(所得金額の証明書)」(原本1部)もしくは、「課税証明書」(所得金額の記載のあるもの)(原本一部)も追加で提出。
		先代の廃業届(税務署受付印のあるもの※2)	コピー4部	応募日以降に事業承継予定の場合は必要ありません。
		後継者の開業届(税務署受付印のあるもの※2)	コピー4部	
会社		直近の確定申告書(表紙(税務署受付印のある用紙※2)及び別表4(所得の簡易計算))	コピー4部	表紙に受付印がない場合、「納税証明書〔その2〕(所得金額の証明書)」(原本1部)を追加で提出。
		直近の決算書(貸借対照表・損益計算書)	コピー4部	
		役員変更の官報公告又は役員等の選任決議した議事録等	コピー4部	応募日以降に事業承継予定の場合は必要ありません。
		履歴事項全部証明書(3ヵ月以内)	原本1部	応募日以降に事業承継予定の場合は必要ありません。官報や議事録が用意できない場合。

※1 住民票について、外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30条45規定区分」の項目が明記されたものを提出してください。

※2 税務署受付印が必要な書類について、電子申告等を行った場合は、「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを受け印の代用として添付してください。

III. 地域事務局一覧

区分	法人名（申請資料送付先）	住所	連絡先
北海道事務局	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9F	011-232-2001
青森県事務局	公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	青森県青森市新町2-4-1青森県共同ビル7階	017-777-4066
岩手県事務局	一般財団法人地域創造基金みやぎ	宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル303	022-748-7283
宮城県事務局	一般財団法人地域創造基金みやぎ	宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル303	022-748-7283
秋田県事務局	公益財団法人あきた企業活性化センター	秋田県秋田市山王3-1-1 秋田県庁第二庁舎2F	018-860-5610
山形県事務局	公益財団法人山形県企業振興公社	山形県山形市城南1-1-1	023-647-0664
福島県事務局	一般財団法人地域創造基金みやぎ	宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル303	022-748-7283
茨城県事務局	公益財団法人茨城県中小企業振興公社	茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9F	029-224-5339
栃木県事務局	公益財団法人栃木県産業振興センター	栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2601
群馬県事務局	公益財団法人群馬県産業支援機構	群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル2階	027-255-6503
千葉県事務局	公益財団法人千葉県産業振興センター	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリィーイスト23F	043-299-1078
埼玉県事務局	公益財団法人埼玉県産業振興公社	埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階	048-858-7551
東京都事務局	創業補助金(東京)事務局(株式会社電通)	東京都中央区築地4-7-3-7階	03-3524-4668
神奈川県事務局	公益財団法人神奈川県産業振興センター	神奈川県横浜市中区尾上町5-80	045-633-5102
新潟県事務局	公益財団法人にいがた産業創造機構	新潟県新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9階	025-246-0051
長野県事務局	公益財団法人長野県中小企業振興センター	長野県長野市若里1-18-1	026-269-7367
山梨県事務局	公益財団法人やまなし産業支援機構	山梨県甲府市大津町2192-8	055-243-1888
静岡県事務局	公益財団法人静岡県産業振興財団	静岡市葵区追手町44-1	054-254-4511
愛知県事務局	公益財団法人あいち産業振興機構	愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38	052-562-5931
岐阜県事務局	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	岐阜県岐阜市薮田南5-14-53	058-277-1083
三重県事務局	公益財団法人三重県産業支援センター	三重県津市栄町1-891	059-228-3585
富山県事務局	公益財団法人 富山県新世紀産業機構	富山県富山市高田527	076-444-5605
石川県事務局	財団法人石川県産業創出支援機構	石川県金沢市鞍月2-20	076-267-1244
福井県事務局	公益財団法人ふくい産業支援センター	福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16	0776-67-7400
滋賀県事務局	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21	077-511-1412
京都府事務局	公益財団法人京都産業21	京都府京都市下京区中堂寺南町134	075-315-8897
大阪府事務局	一般社団法人関西ニュービジネス協議会	大阪府大阪市中央区島町1-2-3 三和ビル8F	06-6947-2877
兵庫県事務局	一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター8F	078-362-6000
奈良県事務局	株式会社ダイワマネジメント	奈良県大和高田市大中18-4 YBBビル4F	0745-23-1076
和歌山県事務局	公益財団法人わかやま産業振興財団	和歌山県和歌山市本町2-1	073-432-3412
鳥取県事務局	公益財団法人鳥取県産業振興機構	鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1	0857-52-6705
島根県事務局	公益財団法人しまね産業振興財団	島根県松江市北陵町1	0852-60-5115
岡山県事務局	公益財団法人岡山県産業振興財団	岡山県岡山市北区芳賀5301	086-286-9626
広島県事務局	公益財団法人ひろしま産業振興機構	広島県広島市中区千田町3-7-47	082-240-7702
山口県事務局	公益財団法人やまぐち産業振興財団	山口県山口市熊野町1-10	083-922-3700
徳島県事務局	公益財団法人とくしま産業振興機構	徳島県徳島市南末広町5番8-8号	088-654-0103
香川県事務局	公益財団法人かがわ産業支援財団	香川県高松市林町2217-15	087-868-9901
愛媛県事務局	公益財団法人えひめ産業振興財団	愛媛県松山市久米窪田町337-1	089-960-1201
高知県事務局	公益財団法人高知県産業振興センター	高知県高知市布師田3992-2	088-845-6600
福岡県事務局	福岡県商工会連合会	福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15	092-622-7708
佐賀県事務局	一般社団法人佐賀県中小企業診断協会	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目8-32アイスクエアビル5F	0952-22-7021
長崎県事務局	長崎県商工会連合会	長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館8F	095-824-5413
熊本県事務局	熊本商工会議所	熊本県熊本市中央区横綱屋町10	096-354-6688
大分県事務局	大分県商工会連合会	大分県大分市金池町3-1-64	097-534-9507
宮崎県事務局	宮崎商工会議所	宮崎県宮崎市錦町1-10 KITENビル7階	0985-22-2161
鹿児島県事務局	鹿児島県中小企業団体中央会	鹿児島県鹿児島市名山町9-1	099-222-9258
沖縄県事務局	一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会	沖縄県那覇市首里末吉町4-2-19コープ23 202号室	098-917-0011

IV. よくある質問

(外部資金調達)

Q1：外部資金の調達は補助期間中に必ず見込まれる計画になつていなければなりませんか。

A1：補助期間中に限定はしていませんが、少なくとも将来的に見込まれる事業内容であることが必要です。

Q2：外部資金を調達する金融機関に制限はありますか。

A2：本補助金でいう金融機関とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。

Q3：外部資金を調達する際、自治体の制度融資や保証協会付きの融資を活用することは可能ですか。

A3：可能です。

(補助金の下限額)

Q4：補助金の下限が100万円となっていますが、額の確定の結果、100万円を下回った場合は、補助金を請求することができないのですか。

A4：交付決定時に100万円以上となつていれば、確定時に100万円未満となつても補助金は支払われます。

(認定支援機関)

Q5：事業計画書の確認書の書類記入と捺印は誰が行うのですか。

A5：認定支援機関が記入と捺印を行います。金融機関以外の認定支援機関の場合は、必ず「確認書
3. 連携している金融機関欄」の記入と捺印が必要です。また、認定支援機関たる金融機関であつても、金融面での協力を自らは行わず他の金融機関のみから予定している場合には、「確認書
3. 連携している金融機関欄」の記入と捺印が必要です。

Q6：支援してもらう認定支援機関の種別によって、審査上、有利・不利はありますか。

A6：認定支援機関の種別による、審査上の有利・不利はありません。

※この他にも、Q&A集がありますので詳細はそちらをご覧ください。

●補足説明

* 認定支援機関情報について

「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関として認定された機関の情報

中小企業庁 - 経営サポート - 経営革新支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

* 業種分類表示について

